

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第 15号

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に準じて実施する上尾市水道事業の集中監視制御システム更新及び運転管理事業に係る事業者(以下単に「事業者」という。)の事業を公正かつ適正に評価するため、上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業の実施状況や進捗状況の確認に関すること。
- (2) 事業者から提出された報告書等の審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の評価に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し成果を得たときその他必要があると認めるとき、又は市長の要求があったときは、その成果又は委員会における活動の状況を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第38号を次のように改める。

(38) 水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会委員

別表38の項を次のように改める。

38	水道事業集中監視制御システム更新 及び運転管理事業評価委員会	
	委員長	日額 16,000円
	委員	日額 15,000円